

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江北町は、国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

システム操作者に守秘義務を課し、ID・パスワードにより操作者と操作する権限を限定する等の対策を講じている。

評価実施機関名

佐賀県江北町長

公表日

平成27年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づき、国民年金被保険者と福祉年金受給者の管理を行っている。 国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等の利用に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者の適用に関する事務2. 国民年金付加保険料の納付に関する事務3. 国民年金保険料納付の法定免除に関する事務4. 国民年金保険料の申請免除に関する事務5. 国民年金保険料の納付猶予に関する事務6. 老齢基礎年金に係る裁定請求書の事務7. 障害基礎年金に関する事務8. 遺族基礎年金に関する事務9. 寡婦年金、死亡一時金に関する事務10. 旧国民年金法による老齢年金関係に関する事務11. 旧国民年金法による障害年金関係に関する事務12. 旧国民年金法による母子年金関係に関する事務13. 旧国民年金法による寡婦年金、死亡一時金に関する事務14. 老齢福祉年金に関する事務15. 従前沖縄に住所を有していた者の書類の受付事務16. 国民年金対象残集期間を有する者の申し出の受付事務
③システムの名称	国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一、第31の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[未定] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長	町民課長 平川 智敏
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	江北町 総務企画課 〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1 電話0952-86-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	江北町 町民課 〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口1651番地1 電話0952-86-5613

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月16日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

